

（仮称）江之島ビーチコート整備・運営事業

建設工事（設計・施工一括）請負契約書（案）

令和7年3月26日

浜松市

建設工事（設計・施工一括）請負契約書（案）

- 1 工事名 (仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業
- 2 事業場所 浜松市中央区江之島町1197
- 3 履行期間 本契約締結日から令和●年●月●日まで
設計期間：契約締結日から令和●年●月●日まで
建設期間：令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
解体撤去期間：令和●年●月●日から令和●年●月●日まで
- 4 契約金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円

契約金額の内訳 設計費 _____円 (消費税込み)

施工費 _____円 (消費税込み)

工事監理費 _____円 (消費税込み)

5 契約保証金

6 解体・撤去工事に要する費用等 別紙のとおり

(仮称) 江之島ビーチコート整備・運営事業（以下「本事業」という。）に係る設計業務、工事監理業務及び施工業務について、浜松市と[●]、[●]及び[●]との間で締結された基本契約書（以下「基本契約」という。）第8条第1項の定めるところに従い、別添の条項のとおり請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、この契約書において使用されている用語は、この契約書に別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、基本契約にて定義される意味を有するものとする。

なお、基本契約及び維持管理・運営業務委託契約と不可分一体として特定事業契約を構成するが、この契約は仮契約であって、浜松市議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。ただし、この契約又は本事業に係る指定管理者の指定について浜松市議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において、市は一切の責任を負わない。

この契約書の証として、本書●通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　浜松市
　　　　　　浜松市長

受注者

代表企業

構成企業

(総則)

- 第1条 発注者と受注者は、この約款及び基本契約に基づき、設計図書（入札説明書（これに付随する資料等を含む。）、要求水準書及びこれらに関する質問回答書、並びに技術提案書をいう。以下同じ。）及び設計成果物（次項に定義する。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。なお、この契約、設計図書と設計成果物の間に齟齬がある場合、この契約、設計図書、設計成果物の順にその解釈が優先するものとし、設計図書間に齟齬がある場合の解釈は基本契約の規定に従うものとする。
- 2 受注者は、この契約書に記載の事業のビーチコート（東コート、西コート1、2）、管理棟、多目的広場（イベント広場、アーバンスポーツエリア）及び駐車場（管理用、第1駐車場）の整備に係る業務（設計業務、工事監理業務及び施工業務を指し、また、事業用地全体の雨水排水計画の策定等も含み、以下「本件業務」という。）をこの契約書に記載の履行期間内に完了し、この契約の目的物（以下、この契約に従い作成された設計業務に関する成果物を「設計成果物」といい、この契約に従った工事を実施した建築物その他これに関連する附帯施設のことを「工事目的物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約に基づく工事を遂行し、設計成果物及び工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟及び紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
- 12 発注者は、この契約に基づくすべての行為を受注者の代表企業に対して行うものとし、発注者が当該代表企業に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該受注者のすべての構成企業に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表企業を通じて行わなければならぬ。

- 13 代表企業及び各構成企業は、相互に協力し本件業務を実施しなければならない。
- 14 この契約に要する費用は、受注者の負担とし、この契約に基づく受注者の債務はすべて代表企業及び各構成企業の連帶責任とする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる国債又は地方債の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証（契約保証特約を付したものに限る。）
 - (5) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (6) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 受注者が第1項第3号から第6号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第63条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
 - 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号から第4号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第5号又は第6号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

6 受注者は第1項の規定による保証書等の提出又は保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、発注者が認める措置を講ずることができる。

（権利義務の譲渡等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、設計成果物（未完成の設計成果物及び本件業務を行う上で得られた記録等を含む。）、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第24条第2項の規定による検査に合格したもの及び第50条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第5条 受注者は、本件業務の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（暴力団関係業者による下請負の禁止等）

第5条の2 受注者は、第57条第12号イからホまでのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を下請負人としてはならない。

2 受注者は、その請け負った建設工事に係るすべての下請負人に、暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させてはならない。

3 受注者が、第1項の規定に違反して暴力団関係業者を下請負人とした場合又は前項の規定に違反して下請負人に暴力団関係業者と当該建設工事に係る下請契約を締結させた場合は、発注者は受注者に対して当該契約の解除（受注者が当該契約の当事者でない場合において、受注者が当該契約の当事者に対して当該契約の解除を求めるこを含む。以下この条において同じ。）を求めることができる。

4 前項の規定により発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めしたことによって生じる受注者の損害及び同項の規定により下請契約が解除されたことによって生じる下請契約の当事者の損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務）

第5条の3 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約において、次の各号に掲げる届出の義務のいずれかを履行していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100

号) 第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下の条において「社会保険等未加入業者」という。) を受注者が直接締結する下請契約の相手方としてはならない。ただし、発注者の指定した期限までに、当該社会保険等未加入業者が当該届出の義務を履行した事実を確認することができる書類を受注者が提出したときはこの限りでない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

(下請負人の通知)

第6条 受注者は、下請契約を締結したときは、下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定によるほか、発注者が必要があると認めて前項に規定する事項の通知を請求したときは、当該事項を通知しなければならない。
- 3 前2項の通知は、建設工事一部下請負届により行うものとする。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第8条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款のほかの条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののが、設計図書に定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。

(設計業務工程表)

- 第9条 受注者は、この契約締結後10日以内に設計図書に基づいて、設計業務に係る設計業務工程表及び設計業務実施体制表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと認めた場合は、この限りでない。
- 2 この約款のほかの条項の規定により設計期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して設計業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、受注者は、設計業務工程表の再提出の請求があった日から10日以内に発注者に提出しなければならない。
 - 3 設計業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(著作権の譲渡等)

- 第10条 受注者は、設計成果物又は工事目的物（以下これらを併せて「本件成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作者の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第3節第2款に規定する著作者人格権を除く。）を当該本件成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 2 受注者は、発注者に対し次の各号に定める行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利行使してはならない。
 - (1) 本件成果物の内容を公表すること。
 - (2) 発注者が設計成果物又は工事目的物の利用目的の実現のために必要な範囲で、設計成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
 - (3) 工事目的物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

- (4) 工事目的物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。
- 3 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
- (1) 本件成果物の内容を公表すること。
 - (2) 工事目的物に受注者の実名又は変名を表示すること。
- 4 発注者が著作権等を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。
- 5 受注者は、発注者が承諾した場合には、本件成果物を複製し、又は翻案することができる。
- 6 発注者は、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 7 発注者は、受注者が設計成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 8 受注者は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権等を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。
- 9 受注者は、その作成する本件成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその損害を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(管理技術者)

- 第11条 受注者は、設計業務及び工事監理業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。
- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、設計業務及び工事監理業務の管理及び統轄を行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約金の請求及び受領、第14条第1項の規定による請求の受理、同条第2項の規定による決定及び通知、同条第3項の規定による請求、同条第4項の規定による通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく設計業務及び工事監理業務に関する受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せざり自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(照査技術者)

第12条 受注者は、設計成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(実施設計)

第13条 受注者は、この約款及び設計図書の定めるところに従い、この約款に定める設計期間を遵守して、設計図書に基づき、本件業務の対象となる工事について設計するものとし、この契約の締結後速やかに、設計業務に着手するものとする。

- 2 受注者は、発注者に対し、各暦月分の設計の内容その他の設計業務の進捗状況に關し、当該暦月の末日から5日を経過する日までに報告書を提出し、発注者の承諾を得るものとする。発注者は、設計の内容その他の設計業務の進捗状況に關して、隨時、受注者に対して説明を求めることができるほか、報告書その他の関連資料の提出を求めることができるものとする。
- 3 受注者は、設計業務に着手後、実施設計が完了した場合、発注者に通知の上、速やかに、設計成果物を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- 4 発注者は、前項の定めるところに従って提出された設計成果物のいずれかが、法令、この契約の規定、設計図書を満たさないか、又はこれらの内容に適合していないか若しくは逸脱していることが判明した場合、当該設計成果物の受領後14日以内に当該箇所及びその内容を示すとともに、相当の期間を定めてこれを是正するよう受注者に對して通知することができる。
- 5 受注者は、前項の通知を受けた場合、速やかに当該箇所を是正するものとする。ただし、受注者が発注者の通知の内容に意見を述べ、発注者がその意見を合理的と認めた場合は、この限りでない。
- 6 前項の定めるところに従ってなされる設計成果物の是正に要する一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、当該是正を要する箇所が設計図書（技術提案書を除く。）の明示的な記載に従つたものであることが認められる場合、発注者の指示の不備・誤りによる場合その他の発注者の責めに帰すべき事由による場合、発注者は、当該是正に係る受注者の増加費用及び損害を合理的な範囲で負担するものとする。ただし、受注者が当該設計図書（技術提案書を除く。）の記載又は発注者の指示の不備・誤りが不適当であることを知り得るべきでありながら発注者に異議を述べなかつた場合その他の受注者の故意又は過失による発注者の責めに帰すべき事由の看過の場合は、この限りでない。
- 7 第5項の定めるところに従って受注者が是正を行つた場合、受注者は、直ちに是正

された設計成果物を発注者に提出の上、発注者の承諾を得るものとする。この場合、当該承諾手続は、第4項から前項までの例によるものとする。ただし、第4項に掲げる期間の定めは適用せず、発注者は是正された設計成果物の受領の後、可及的速やかに検討を実施するものとする。

- 8 受注者は、設計成果物が発注者により受領された後14日以内に発注者から第4項の通知（第7項によって準用された場合を含む。）がない場合は、第3項の承諾がなされたものとみなし、次の工程に進むことができる。

(管理技術者等に対する措置請求)

第14条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(設計業務に係る貸与品等)

第15条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第16条 受注者は、設計業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者

との協議の内容に適合しない場合において、発注者又は監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従い、技術提案書及び（作成中の）設計成果物の訂正その他必要な措置をとらなければならない。この場合において、当該不適合が、監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは設計期間若しくは設計費の額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計成果物の検査及び引渡し)

- 第17条 受注者は、設計成果物を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、設計成果物の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、第2項の検査によって設計業務の完了を確認した後、受注者が設計成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該設計成果物の引渡しを受けなければならぬ。
 - 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該設計成果物の引渡しを設計費の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
 - 5 受注者は、設計業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を設計業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。
 - 6 受注者は、設計成果物に係る一切の責任を負うものとし、第2項又は前項の規定による検査を受けた場合においても、受注者の瑕疵に基づく責任及び設計図書に従って工事目的物の工事を実施すべき責任は免除されないものとする。
 - 7 設計成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、第54条及び第66条を準用する。この場合において、第54条及び第66条中「工事目的物」とあるのは「設計成果物」と読み替える。

(建設費内訳書)

- 第18条 受注者は、設計成果物の引渡しと同時に、浜松市建設工事執行規則に従い、設計成果物及び設計図書に基づいて、施工費及び工事監理費（以下「建設費」という。）の内訳書（以下「内訳書」という。）を作成し、発注者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 この約款のほかの条項の規定により設計図書が変更されたことにより、内訳書を変更する必要がある場合、受注者は、この契約が変更された日から10日以内に変更後の

内訳書を、発注者に提出し、変更内容について発注者の承諾を受けなければならない。

- 3 内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。ただし、出来形部分に係る部分払金の額を算定する場合、部分引渡しに係る建設費の額を算定する場合、この契約に基づき受注者から引渡しを受ける出来形部分の価格を決定する場合、及び設計変更により契約金額の変更を要する場合においては、内訳書の内容に基づくものとする。

(履行遅滞の場合における措置)

第19条 受注者の責めに帰すべき事由によりこの契約に定める設計期間内に設計業務を完了することができない場合又はそのおそれがあると認める場合においては、発注者は、受注者に対して、設計業務工程表（施工期間の最終日に係る部分を除く。次項において同じ。）の変更及び損害金の支払を請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、設計費につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（以下「基準率」という。）の割合で計算した額とする。

- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第44条第2項の規定による設計費の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、基準率の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(施工業務工程表)

第20条 受注者は、第17条の規定により設計成果物を発注者に引き渡した日から10日以内に、浜松市建設工事執行規則に従い、設計図書及び設計成果物に基づいて、施工業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 この契約の変更により、施工業務工程表を変更する必要がある場合、受注者は、この契約が変更された日から10日以内に変更後の施工業務工程表を、発注者に提出しなければならない。

- 3 施工業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(工事監理業務計画書)

第20条の2 受注者は、工事監理業務工程表、業務実施体制、工事監理条件、毎月の工事監理進捗状況の報告方法（出来高表等）等の必要事項を記載した工事監理業務計画書を発注者に提出し、確認を受けなければならない。

- 2 この契約の変更により、工事監理業務計画書を変更する必要がある場合、受注者は、この契約が変更された日から10日以内に変更後の工事監理業務計画書を、発注者に提出しなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)

第21条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法第26条に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）若しくは専任の主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）若しくは監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者
 - (3) 監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
 - (4) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、この契約の履行において、施工業務に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行わなければならない。ただし、運営及び取締りに支障がないと発注者が認めるときは、工事現場に常駐しないことができる。
- 3 前項に規定するもののほかに、現場代理人は、契約金額の変更、契約金額の請求及び受領、第23条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 4 受注者は、前2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せざる自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（主任技術者、専任の主任技術者、監理技術者、監理技術者資格証の交付を受けた専任の監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、兼ねることができる。

(履行報告)

第22条 受注者は、工事記録簿に必要な事項を記録し、監督員が請求したときは提示しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定によるほか、浜松市建設工事執行規則、この約款及び設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第23条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第24条 工事材料の品質については、設計図書及び設計成果物に定めるところによる。上記文書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等以上の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第25条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書にお

いて見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第 1 項又は第 2 項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に 7 日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から 7 日以内に提出しなければならない。
- 6 第 1 項、第 3 項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(施工業務に係る支給材料及び貸与品)

第26条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書及び設計成果物に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書及び設計成果物の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第 2 項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第 2 項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品

の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によつて不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならぬ。

(工事用地の確保等)

第27条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書及び設計成果物の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第28条 受注者は、工事の施工部分が設計図書及び設計成果物に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第24条第2項又は第25条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書及び設計成果物に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(条件変更等)

第29条 受注者は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計図書及び設計成果物が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書又は設計成果物に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書又は設計成果物の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書又は設計成果物に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書又は設計成果物で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書又は設計成果物の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書又は設計成果物を訂正する必要があるもの
設計図書（技術提案書を除く。）の訂正是発注者が行う。
技術提案書又は設計成果物の訂正是発注者と受注者とが協議して受注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書又は設計成果物を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
設計図書（技術提案書を除く。）の変更是発注者が行う。
技術提案書又は設計成果物の変更是発注者と受注者とが協議して受注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書又は設計成果物を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
設計図書（技術提案書を除く。）の変更是発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
技術提案書又は設計成果物の変更是発注者と受注者とが協議して受注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書及び設計成果物の変更）

第30条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書若しくは設計成果物の変更内容を受注者に通知して又は設計図書若しくは設計成果物の変更内容を受注者の創意工夫に委ねて、設計図書又は設計成果物の変更を請求することができ、受注者は、当該請求に従って設計図書又は設計成果物を変更する。この場合において、その一切の費用は受注者が負担し、その工期は変更されないものとする。ただし、この場合において、かかる設計図書又は設計成果物の変更の請求が設計図書の記載に起因するときその他発注者の責めに帰すべきときは、発注者は、必要があると認められる限り、工期又は請負代金額を変更し、かつ受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、設計図書又は設計成果物を変更する場合には、変更内容及び理由を説明する書面並びに変更後の設計図書又は設計成果物（変更を要するものに限る。）を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。この場合において、かかる設計図書又は設計成果物の変更が設計図書の記載に起因するときその他発注者の責めに帰すべき場合又は発注者が承諾した場合でない限り、工期又は請負代金額の変更は行われないものとし、かつ、受注者が被る損害、費用等は受注者が負担しなければならない。

（工事の中止）

第31条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」と

いう。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の遂行を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により工事を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第32条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第33条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した工期延長請求書により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、建設費について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第34条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期短縮請求書により工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは建設費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第35条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第33条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 前2項の規定により工期が変更された場合にあっては、受注者は、変更後の設計図書に基づいて施工業務工程表及び工事監理業務工程表を変更し、発注者の承認を受けなければならない。

(契約金額の変更方法等)

第36条 第7条、第26条、第28条から第31条まで、第33条、第34条、第37条から第39条まで、第41条又は第46条の規定により契約金額の変更を行う場合、変更後の契約金額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

4 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第37条 発注者又は受注者は、工期内で入札書類提出の日（令和●年●月●日）から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残契約金額（契約金額から当該請求時の出来形部分に相応する契約金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残契約金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残契約金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残契約金額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残契約金額及び変動後残契約金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「入札書類提出の日」とあるのは、

「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、契約金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第38条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第39条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物に生じた損害その他本件業務に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第41条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第67条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第40条 受注者は、本件業務について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第67条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本件業務について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第41条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第67条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第24条第2項、第25条第1項若しくは第2項又は第50条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害
損害を受けた工事目的物に相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその

評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する契約金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約金額の100分の1を超える額」とあるのは「契約金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える設計図書又は設計成果物の変更)

第42条 発注者は、第7条、第26条、第28条から第31条まで、第33条、第34条、第37条から第39条まで、前条又は第46条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書又は設計成果物を変更することができる。この場合において、設計図書又は設計成果物の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(工事目的物の検査及び引渡し)

第43条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事

目的物を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを建設費の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。
- 7 第1項から第5項までの規定は、前項の規定による修補が完了した場合に準用する。この場合において、「工事を完成」とあるのは、「修補を完了」と、「工事の完成」とあるのは「修補の完了」と読み替える。

(設計費の支払)

第44条 受注者は、第17条第2項の検査に合格したときは、設計費の支払を請求することができます。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計費を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第17条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(建設費の支払)

第45条 受注者は、第43条第2項の検査に合格したときは、建設費の支払を請求することができます。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に建設費を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第43条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第46条 発注者は、第43条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第47条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建設費の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による前払金の支払を受けた場合においては、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、建設費の10分の2以内の額の中間前払金の支払を請求することができる。ただし、第50条第1項の規定による部分払を請求した後においては、中間前払金の支払を請求することはできない。
- 3 受注者は、前項の規定による請求をしようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の認定請求があったときは、請求を受けた日から10日以内に当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 4 発注者は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金又は中間前払金を支払わなければならない。
- 5 受注者は、建設費が著しく増額された場合においては、その増額後の建設費の10分の4（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けている場合には、中間前払金額を含む。以下次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは中間前払金を含む。以下この条から第49条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 6 受注者は、建設費が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の建設費の10分の5（第2項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、建設費が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を

定める。ただし、建設費が減額された日から 7 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 発注者は、受注者が第 6 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第 8 条第 1 項の財務大臣の決定する率（以下「契約締結日の法定率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 9 受注者は第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、発注者が認める措置を講ずることができる。

（保証契約の変更）

第48条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金等に追加してさらに前払金等の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、建設費が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金等額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金等の使用等）

第49条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第50条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等における工場製品（第24条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する建設費相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 9 項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。ただし、中間前払金の支払を受けた場合においては、発注者が特に必要があると認める場合を除き、部分払の請求はできないものとする。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、出来形確認請求書を提出して、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の建設費相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≤第1項の建設費相当額×（9／10－前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。）／建設費）
- 7 第1項の規定により受注者が部分払の請求をすることができる回数は、3回以内とする。ただし、発注者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。
- 8 前項の規定にかかわらず、第47条に規定する前払金の支払があった場合においては、発注者が特に認める工事の場合を除き、出来形部分が現に受領した前払金額の建設費に対する割合に10分の1を加えた率以上に達したときでなければすることができない。
- 9 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「建設費相当額」とあるのは「建設費相当額から既に部分払の対象となった建設費相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

- 第51条 設計成果物及び工事目的物について、発注者が設計図書において本件業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の事業が完了したときについては、第17条中「設計成果物」とあるのは、「指定部分に係る設計成果物」と、「設計費」とあるのは、「指定部分に係る設計費」と、第44条中「設計費」とあるのは「部分引渡しに係る設計費」と、また第43条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第45条中「建設費」とあるのは「部分引渡しに係る建設費」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の規定により準用される第44条第1項、第45条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る金額は、次の式により算定する。この場合において、「指定部分に相応する設計費」及び「指定部分に相応する建設費」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第45条第1項

の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 設計成果物の部分引渡しに係る設計費

指定部分に相応する設計費×（1—前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。）／設計費）

(2) 工事目的物の部分引渡しに係る建設費

指定部分に相応する建設費×（1—前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。）／建設費）

(第三者による代理受領)

第52条 受注者は、発注者の承諾を得て契約金額の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第44条、第45条(前条において準用する場合を含む。)、第50条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する設計業務又は工事の中止)

第53条 受注者は、発注者が第47条、第50条又は第51条において準用される第44条又は第45条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、設計業務又は工事の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が設計業務又は工事を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の設計業務又は工事の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第54条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、

発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第55条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第57条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第56条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、各業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により各業務の業務期間内に業務を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかないと認められるとき。
- (3) 第11条の規定による管理技術者又は第21条第1項第2号の者を設置しなかったとき。
- (4) 正当な理由なく、第54条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して契約金額に係る請求債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき
- (4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 受注者(共同企業体にあっては、代表企業又は各構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当したとき。
 - ア この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。
 - イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - ウ 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の

対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- エ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (9) 前号に定めるものを除くほか、受注者又はその代理人若しくはその使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第59条又は第60条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成企業のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が

イからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。
- (13) 発注者が基本契約又は発注者と●●との間で締結された令和●年●月●日付け維持管理・運営業務委託契約（以下「維持管理・運営業務委託契約」という。）を解除したとき。
- (14) 発注者が●●に係る指定管理者の指定を取り消したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第58条 第56条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（契約の解除の通知）

第58条の2 発注者は、第55条から第57条までの規定によりこの契約を解除しようとするときは、解除通知書により、受注者に通知するものとする。

（受注者の催告による解除権）

第59条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第60条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 第30条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第31条の規定による工事の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。
- (3) 受注者が基本契約又は維持管理・運営業務委託契約を解除したとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第61条 第59条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第62条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する契約金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第47条の規定による前払金等があったときは、当該前払金等の額（第50条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金等の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する契約金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金等額にお余剰があるときは、受注者は、解除が第56条、第57条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金等の支払の日から返還の日までの日数に応じ、基準率の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第55条、第59条又は第60条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、自らの負担において当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せ

ず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第56条又は第57条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第55条、第59条又は第60条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第63条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) 設計成果物又は工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第56条又は第57条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第56条又は第57条（第8号を除く。）の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となつたとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合みなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当す

るとみなされる場合を除く。) がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号の発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から出来形部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約締結日の法定率を乗じて計算した額とする。

6 第2項の場合(第57条第8号、第10号及び第12号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第64条 受注者は、第57条第8号に該当したときは、発注者がこの契約を解除するか否にかかわらず、前条の損害賠償とは別に、契約金額(この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、工事目的物の引渡し後においても適用する。

3 受注者が第1項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、契約締結日の法定率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合においては、発注者が当該超過する金額の賠償を受注者に請求することを妨げるものではない。

(受注者の損害賠償請求等)

第65条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第56条又は第57条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第44条第2項及び第45条第2項(第51条において準用する場合を含む。)の規定による設計費又は建設費の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結日の法定率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第66条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第43条第4項又は第5項（第51条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかつた契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等をすることができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項の規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(火災保険等)

第67条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるべきものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第68条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日まで契約締結日の法定率を乗じて計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき契約締結日の法定率を乗じて計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第69条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関する発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による静岡県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第70条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（暴力団の排除のための協力）

第71条 受注者は、この契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

2 受注者は、この契約に関する下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受注者を通じて発注者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力をを行うよう求めなければならない。

(補則)

第72条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

(別紙)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事に要する費用等

1 解体工事に要する費用

円

2 再資源化等に要する費用

円

3 分別解体等の方法

- 手作業
- 手作業及び機械作業の併用

4 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材※	施設名	再資源化等をするための 施設所在地
<input type="checkbox"/> コンクリート塊		
<input type="checkbox"/> アスファルト・ コンクリート塊		
<input type="checkbox"/> 木材		

※特定建設資材とはコンクリート塊、コンクリート・アスファルト塊、木材のことです。